

第110回 定時株主総会招集ご通知

令和3年2月25日午前10時 開催



株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
議案 取締役10名選任の件 (招集通知添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまには、本株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面により事前の議決権行使を行なっていただきますことを強くご推奨申し上げます。
※本年より、お土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

津田駒工業株式会社

証券コード：6217

株 主 各 位

石川県金沢市野町5丁目18番18号
津田駒工業株式会社
取締役社長 高 納 伸 宏

第110回定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第110回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまには、本株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面により事前の議決権行使を行っていただきますことを強くご推奨申し上げます。書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、令和3年2月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和3年2月25日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 石川県金沢市野町5丁目18番18号
津田駒工業株式会社 本社 6階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第110期（令和元年12月1日から令和2年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期（令和元年12月1日から令和2年11月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役10名選任の件

以 上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表ならびに株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsudakoma.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsudakoma.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

本年より、ご来場の株主さまへのお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第110回定時株主総会における新型コロナウイルスによる感染拡大への対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第110回定時株主総会における、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、皆さまのご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 株主さまへのお願い

- (1) 今回の株主総会につきましては、株主さまの健康と安全を第一に考え、**健康状態に関わらず、本株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますことを強くご推奨申し上げます。**
- (2) 議決権の行使につきましては、**書面による議決権の行使が可能ですので、本年は書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。**
- (3) 会場の座席は十分な間隔をあけて配置いたしますので、従来より大幅に座席が少なくなっております。万が一満席になった場合、それ以降のご入場をお断りさせていただく場合がございますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- (4) 特にご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外へ渡航された方は、本株主総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- (5) 本株主総会にご出席を検討されている方は、当日の健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。
- (6) マスクを着用していない株主さまにつきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 当社の対応

- (1) **本年より、ご来場の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。**
- (2) 会場にて検温をさせていただきます。その際、体温に37.5℃以上の発熱が確認された場合及び体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 会場に消毒液を設置いたします。手指消毒にご協力願います。
- (4) 役員及び運営スタッフは、当日検温を行ない、体調を十分確認の上参加いたします。
- (5) 運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。
- (6) 本株主総会においては、開催時間を短縮するため、報告事項等詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいようお願い申し上げます。
- (7) 会場内において体調が優れないと感じられた方は、遠慮なく運営スタッフにお申し出ください。また、体調が優れないと見受けられる方には、運営スタッフがお声をかけさせていただきます場合がございます。
- (8) 株主総会終了後のショールーム及び工場見学は中止とさせていただきます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

[取締役候補者]

1 ひし ぬま しょう じ 菱 沼 捷 二 (昭和17年1月31日生)

再 任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和39年4月	当社入社	平成16年7月	販売部・技術部担当
平成8年6月	販売部専任部長	平成16年10月	代表取締役社長
平成10年2月	取締役	平成24年4月	中国生産推進本部本部長
平成12年9月	販売部長、中国室長	平成24年7月	津田駒機械製造(常熟)有限公司董事長
平成13年7月	常務取締役		
平成16年2月	専務取締役	平成27年2月	代表取締役会長(現在)

■ 所有する当社株式の数 18,700株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、豊富な国際経験と幅広い見識から当社の経営にあたり、事業の海外展開や、コンポジット機械などの新規事業の立ち上げ等を進めるとともに、度重なる世界経済の混乱に対しても雇用を維持し、危機を乗り越えました。また、地域経済界の重職を担い、地域経済の発展に尽力するとともに、企業価値の向上に貢献しておりますことから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

たか の のぶ ひろ
2 高納伸宏 (昭和29年2月14日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和51年4月	丸紅株式会社入社	平成26年2月	コンポジット事業担当
平成3年7月	TEKMAR S.P.A社長	平成27年2月	代表取締役社長 (現在)
平成5年11月	MARUBENI TEKMATEX (THAILAND) CO.,LTD.社長	平成28年2月	工作機械関連事業担当
平成13年6月	丸紅テクマテックス株式会社 取締役	平成29年2月	コンポジット機械部門統括 工作機械関連事業統括
平成18年6月	同社 代表取締役社長	平成30年7月	法務・コンプライアンス室担 当 (現在)
平成24年10月	同社 特別顧問	令和2年7月	TSUDAKOMA Europe s.r.l.代表取締役 (現在)
平成25年2月	同社 退任 当社取締役 新規事業担当		

■ 所有する当社株式の数 5,100株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者として豊富な経験と見識を有し、また、繊維機械・繊維業界にも精通しております。当社においては、取締役としてコンポジット機械事業の製品開発と販路開拓に貢献しました。当社社長就任後は経営改革を進め、当社グループの黒字体質への転換に手腕を発揮しておりますことから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏は、TSUDAKOMA Europe s.r.l.の代表取締役であり、当社は同社に対し、繊維機械等の製品、部品の販売、アフターサービスを委託しております。

3 まつ とう ひろ ゆき 松 任 宏 幸 (昭和36年10月6日生)

再 任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和60年 4月	当社入社	平成27年 2月	株式会社T-Tech Japan 代表取締役
平成23年 5月	繊維機械部繊維機械販売部長	平成27年 7月	津田駒機械製造（常熟）有限 公司担当
平成24年 2月	繊維機械事業部繊維機械販売 部長	平成28年 2月	津田駒機械製造（常熟）有限 公司董事長（現在） 総務部門担当 総務部長（現在） 知財・情報管理部長 輸出管理室長（現在） ふぁみーゆツダコマ株式会社 代表取締役（現在） 管理部門統括（現在） 常務取締役（現在）
平成26年 2月	取締役 繊維機械事業担当 繊維機械販売部長 TSUDAKOMA SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED 代表取締役	平成29年 2月	
平成26年 3月	中国生産推進本部副本部長	平成30年 2月	
平成26年 7月	津田駒機械設備（上海）有限 公司担当 津田駒機械設備（上海）有限 公司董事長（現在）		

■ 所有する当社株式の数 3,400株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、販売分野において豊富な経験と見識を有し、市場のグローバル展開を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当社グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏は以下の会社の代表等であり、当社と各社の関係は以下のとおりであります。

- 1) 津田駒機械設備（上海）有限公司の董事長であり、当社は同社に対し、当社製品のアフターサービス及び部品販売を委託しております。
- 2) 津田駒機械製造（常熟）有限公司の董事長であり、当社は同社に対し、繊維機械部品を販売しております。
- 3) ふぁみーゆツダコマ株式会社の代表取締役であり、当社は同社に対し、庶務・軽作業を委託しております。

4 ^{やま} ^だ ^{しげ} ^お 山田茂生 (昭和36年2月13日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和58年4月	当社入社	平成29年2月	繊維機械事業統括
平成25年2月	繊維機械事業部繊維機械技術部長		調達部門統括
平成26年2月	執行役員		株式会社T-Tech Japan
	繊維機械技術部長	平成31年2月	代表取締役
平成28年2月	取締役（現在）		共和電機工業株式会社担当
	繊維機械事業担当		（現在）
			共和電機工業株式会社代表取締役（現在）

■ 所有する当社株式の数 3,472株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、技術開発分野において豊富な経験と見識を有し、国際市場で通用する繊維機械製品の開発を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当社グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏は、共和電機工業株式会社の代表取締役であり、当社は同社に対し、当社製品の部品の製造を委託しております。

5 きた の こう じ 北野浩司 (昭和35年12月28日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和61年 4月	当社入社	平成29年 2月	製造部門統括 (現在)
平成24年 2月	製造部製造第1部長		品質保証部門統括
平成26年 2月	執行役員 製造部長	平成31年 2月	品質保証部門担当 (現在)
平成28年 2月	取締役 (現在) 製造部門担当 品質保証部長		品質保証部長 (現在)

■ 所有する当社株式の数 3,000株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、製造分野において豊富な経験と見識を有し、国際市場で通用する製品の製造を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当社グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

6 さか い かず ひと 坂井 一 仁 (昭和33年10月17日生)

再 任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和57年 4 月	当社入社	平成31年 2 月	準備機械技術部門担当 (現在)
平成23年 6 月	コンポジット機械部長		
平成24年 2 月	執行役員		株式会社T-Tech Japan
平成30年 2 月	取締役 (現在)		代表取締役 (現在)
	コンポジット機械部門統括 (現在)		
	準備機械技術部門統括		
	準備機械技術部長 (現在)		

■ 所有する当社株式の数 1,200株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、技術開発分野において豊富な経験と見識を有し、国際市場で通用する繊維機械製品の開発を牽引してまいりました。また、コンポジット機械事業においても、炭素繊維加工機械の開発を牽引し、航空機分野との深いつながりを構築してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当社グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏は、株式会社T-Tech Japanの代表取締役であり、当社は同社に対し、繊維機械（準備機械）をOEM供給し、同社は当社とともに販売をしております。

7 おお もり 大森 みつる 充 (昭和35年3月22日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和59年4月	当社入社	平成29年5月	新製品推進室長
平成22年12月	工機部工機技術部長	平成30年2月	ツダコマテクノサポート株式会社代表取締役(現在)
平成24年2月	執行役員 工作機械関連事業部工機技術部長	平成30年11月	航空機部品推進室担当 航空機部品推進室長(現在)
平成26年2月	工機技術部長(現在)	平成31年2月	取締役(現在)
平成29年2月	工機技術部門担当 新製品推進室担当		工作機械関連事業統括 (現在)

■ 所有する当社株式の数 2,300株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、技術開発分野において豊富な経験と見識を有し、世界初となる装置の開発・商品化を進めるなど工作機械関連事業を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当社グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏は、ツダコマテクノサポート株式会社の代表取締役であり、当社は同社に対し、工作用機器の製品の修理、アフターサービスを委託しております。

8 ^{てら} ^だ ^{たけ} ^し 寺田武志 (昭和40年9月23日生)

再任

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

平成2年4月 当社入社

平成31年2月 取締役 (現在)

平成28年2月 繊維機械販売部長 (現在)

繊維機械事業統括 (現在)

平成30年2月 執行役員

TSUDAKOMA SERVICE
INDIA PRIVATE LIMITED
代表取締役 (現在)

■ 所有する当社株式の数 1,100株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、販売分野において豊富な経験と見識を有し、市場のグローバル展開を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当社グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

■ 候補者に関する特記事項

同氏は、TSUDAKOMA SERVICE INDIA PRIVATE LIMITEDの代表取締役であり、当社は同社に対し、当社製品のアフターサービスを委託しております。

こし ば しん じ
9 越馬進治 (昭和28年1月4日生) **再任** **社外取締役候補者** **独立役員候補者**

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和51年4月	明治生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社	平成14年4月	明治生命保険相互会社 東京第一法人部 財務担当部長
平成11年4月	株式会社整理回収機構 第6事業部副部長 (出向)	平成15年12月	同社 退社
		平成16年2月	当社常勤監査役
		平成28年2月	当社取締役 (現在)

■ 所有する当社株式の数 18,500株

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、明治安田生命保険相互会社等において豊富な業務経験を有しております。その後、当社の常勤監査役 (社外監査役・独立役員) として、公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。社外取締役としても取締役会の意思決定に関して適切にご意見をいただいております、引き続き社外取締役 (独立役員) として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けており、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

■ 在任期間

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

■ 候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

10 潮田資勝

うしお だ すけ かつ

(昭和16年9月18日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

昭和44年5月	ペンシルバニア大学理学博士 (Ph.D.) 取得	平成20年4月	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学名誉教授
昭和44年7月	カリフォルニア大学アーバイン校助教授 (物理学科)	平成21年7月	(現在) 独立行政法人物質・材料研究機構理事長
昭和53年7月	同校教授 (物理学科)	平成28年1月	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長特別顧問 (現在)
昭和60年3月	東北大学電気通信研究所教授	平成29年2月	当社取締役 (現在)
平成15年4月	独立行政法人理化学研究所フオートダイナミクス研究センター長		
平成16年4月	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長 国立大学法人東北大学名誉教授 (現在)		

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、物理学界における国際的な研究者であります。社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、内外の大学教授のほか国立大学法人学長、独立行政法人理事長などを歴任され、国際的な物理学会等の会長職等を務められるなど豊富な組織経営の経験を有しております。また、社外取締役として国際的かつ豊富なご経験から取締役会の意思決定に関して適切なご意見をいただいております、引き続き社外取締役 (独立役員) として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する事項

同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けており、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

■ 責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

■ 在任期間

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

■ 候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(令和元年12月1日から令和2年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による移動制限と経済活動の停滞により、極めて厳しい状況に陥りました。

こうした中、輸出比率が高い当企業グループは、ウェブを活用した商談や展示会を展開するなど海外渡航が制限される中で販売活動を展開し、受注獲得をめざしました。また、国内外の子会社の再編、政策保有株式の縮減、本社生産拠点の自動化設備の立ち上げや新製品の開発を進めました。

しかし、新型コロナウイルスの影響は大きく、全体では、当期の受注高は21,784百万円（前期比22.8%減少）、売上高は20,851百万円（同比44.7%減少）と大幅な減少となりました。損益面では、生産・売上が大きく落ち込んだことにより、営業損失4,484百万円（前期営業損失228百万円）、経常損失4,688百万円（前期 経常損失275百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は4,520百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純損失594百万円）となりました。なお、保有資産の有効活用として持合株式の解消を図り、特別利益として投資有価証券売却益258百万円を計上しております。

このような状況から、期末配当金につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

事業別の状況は、次のとおりです。

<繊維機械事業>

受注高 16,826百万円

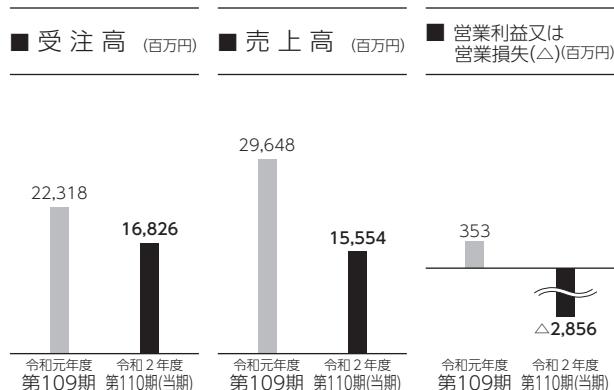
(前期比24.6%減)

売上高 15,554百万円

(前期比47.5%減)

営業損失 2,856百万円

(前期 営業利益353百万円)



繊維機械事業では、期初には米中間の追加関税引き下げの第1段階合意により受注環境に回復の兆しが見られましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、市況は急速に悪化したしました。

こうした環境の中、主要な市場であります中国国内では、いち早く国内移動の制限が緩和されたことに伴い、当社は早期に現地駐在員を再派遣して販売促進を続けてまいりました。インド市場ならびにその他の市場におきましては、新型コロナウイルス感染の影響が長引き、ウェブによる商談、現地子会社との情報交換等により、受注獲得に注力いたしました。その結果、第4四半期には前年同期を上回る受注を計上するなど、厳しい中で市況回復の動きを取り込むことができました。

一方、アフターコロナの需要回復期に向けた準備を積極的に進めました。イタリア・ミラノ市に新たな販売拠点TSUDAKOMA Europe s.r.l.を設立したほか、新製品の開発を進めました。コンポジット機械では日本初の曲面自動積層機を公開いたしました。社内では、当社が展開するTRI（ツダコマ・ロボティック・インテグレーション）によるロボット付きの自動加工システムを立ち上げ、生産の効率化を図りました。

この結果、受注高は16,826百万円（前期比24.6%減少）となりました。売上高は15,554百万円（前期比47.5%減少）となりました。損益面では、生産の減少が影響し、営業損失2,856百万円（前期 営業利益353百万円）となりました。

<工作機械関連事業>

受注高 4,957百万円

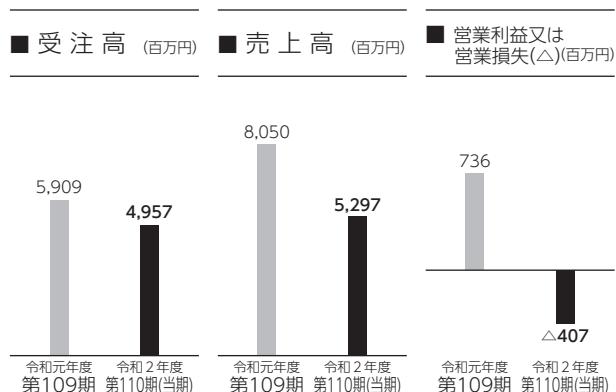
(前期比16.1%減)

売上高 5,297百万円

(前期比34.2%減)

営業損失 407百万円

(前期 営業利益736百万円)



工作機械関連事業では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けましたが、中国市場でいち早くスマートフォンやタブレット端末等のEMS業界の需要が回復し、当社はNC円テーブルの大口受注を獲得いたしました。主要な納入先であります工作機械業界や自動車業界では、第3四半期以降、中国市場や米国市場での需要回復の傾向が見られました。

こうした中、主力製品でありますNC円テーブルで進めておりましたプラットフォーム化設計を、汎用モデルから特注モデルにも拡大し、コストダウンと短納期対応を進めました。

この結果、受注高は4,957百万円（前期比16.1%減少）となりました。売上高は5,297百万円（前期比34.2%減少）となりました。損益面では、生産の減少が影響し、営業損失407百万円（前期 営業利益736百万円）となりました。

当企業グループの事業別の売上高及び受注高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	売上高	受注高
繊維機械事業	15,554	16,826
工作機械関連事業	5,297	4,957
合計	20,851	21,784

(2) 対処すべき課題

世界の経済環境は、新型コロナウイルスの感染状況に大きく影響を受けざるを得ませんが、ワクチン接種開始や中国経済の回復等により改善の方向に向かうことが期待されます。

足元の状況につきましては、繊維機械事業では、第4四半期に市況の回復傾向が強まりましたことを受け、中国やインド及び周辺市場への販売促進をさらに強化してまいります。また新製品の市場投入を図り、シェアの拡大を図ってまいります。工作機械関連事業では、すでに回復が伝えられております自動車業界、工作機械業界、EMS業界の需要の取り込みを図ってまいります。

新たな事業分野でありますTRI（ツダコマ・ロボティック・インテグレーション）は、社内の生産工程に展開することで、社内の自動化・効率化を進めるとともに、積極的に外部に発信し、販促活動を展開してまいります。コンポジット機械事業は、航空機業界の需要が低迷する中ではありますが、EV化が進む自動車業界や一般産業機械分野への販売促進を図ってまいります。

当企業グループは、コロナ禍で落ち込んだ市場の回復期を受注拡大の好機と捉え、2021年から2023年をターゲットとした「中期経営計画2023」を策定し、スタートしております。アフターコロナを見据え、収益体質への転換を確実なものとするとともに、自動車業界におけるEV化の加速、カーボンニュートラルという社会基盤の転換など、時代の変化を見越した技術・製品の開発を進めてまいります。

(3) 設備投資の状況

当期におきましては、新製品への対応、生産能力の増強及び生産効率の向上、既存設備の劣化に伴う更新、業務改革を目的とした基幹システムの導入を中心に設備投資を行なっております。この結果、当期間中に実施した設備投資の総額は1,389百万円となりました。

なお、これらに伴う資金は自己資金を充当しております。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成29年度 第107期	平成30年度 第108期	令和元年度 第109期	令和2年度 第110期(当期)
売上高 (百万円)	39,686	42,201	37,698	20,851
経常利益 (百万円)	356	841	△ 275	△4,688
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	183	823	△ 594	△4,520
1株当たり当期純利益 (円)	28.73	128.91	△ 92.97	△707.56
純資産 (百万円)	14,405	14,632	13,839	9,296
総資産 (百万円)	38,358	39,421	35,452	31,473

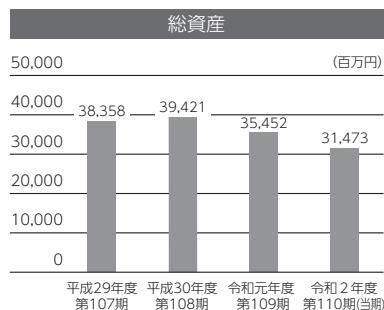
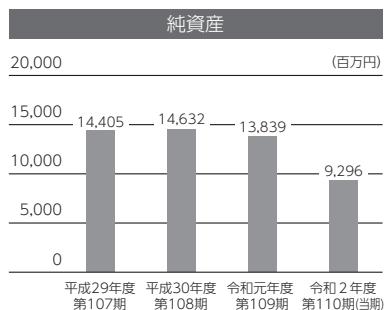
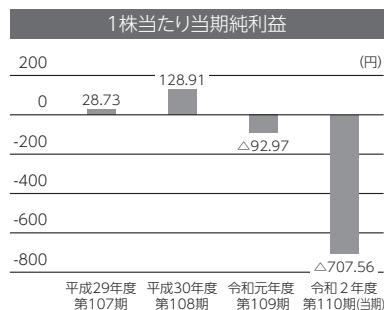
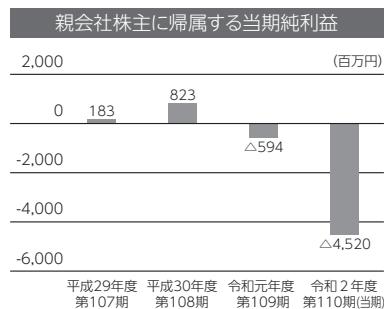
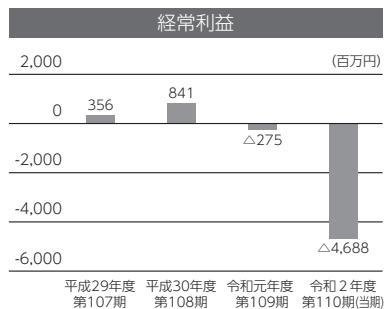
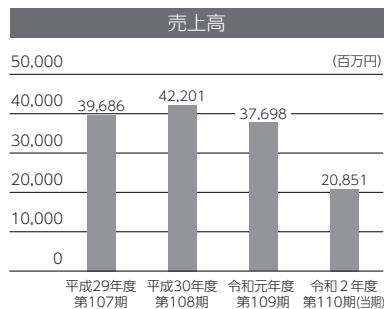
(注) △印は、損失を示しています。

(第107期) 第107期は、工作機械関連事業は好調に推移し、繊維機械事業もインド市場を中心に概ね堅調であったものの、中国関連会社での損失計上もあり、全体では減益となりました。

(第108期) 第108期は、繊維機械事業では、中国市場を中心に堅調に推移し、また工作機械関連事業は自動車業界や工作機械業界の需要を取り込み、過去最高水準の受注・売上となったことから、全体では増収、増益になりました。

(第109期) 第109期は、期間前半は、生産・売上ともに堅調に推移し利益を確保したものの、期間後半は、米中貿易摩擦問題の影響から、繊維機械事業、工作機械関連事業ともに、設備投資を控える動きが強まり、受注・売上が低調に推移したことから、通期では損失計上を余儀なくされました。

(第110期) 第110期(当期)につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
共和電機工業株式会社	50 ^{百万円}	100%	電機製品、電気機械器具の製造・販売
ツダコマ・ゼネラル・サービス株式会社	30	100	当社製品の梱包業務 当社構内の警備及び営繕業務 損害保険代理業務
株式会社T-Tech Japan	100	51	製織用準備機械の販売
津田駒機械設備（上海）有限公司	2,200 ^{千米ドル}	100	繊維機械の据付・アフターサービス
津田駒機械製造（常熟）有限公司	103,390 ^{千人民元}	100	ウォータージェットルームの製造・販売

(注) 1. 連結子会社は、上記の5社であります。

2. 当社は令和2年3月26日に、当社の連結子会社である共和電機工業株式会社の株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。

3. 津田駒機械製造（常熟）有限公司に対する議決権比率には、間接所有の議決権が含まれております。

4. 当社は令和2年10月30日付で、津田駒機械製造（常熟）有限公司に対する10,000千人民元の追加出資を行なったことにより、同社の資本金が93,390千人民元から103,390千人民元となりました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
経緯津田駒紡織機械（咸陽）有限公司	126,000 ^{千人民元}	49%	エアジェットルームの製造・販売

(注) 1. 持分法適用会社は、上記の1社であります。

2. 経緯津田駒紡織機械（咸陽）有限公司は、令和2年9月30日開催の董事会において、解散を決議しており、現在同社は清算手続中であります。

当期の連結業績は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

当企業グループは繊維機械、工作機械関連製品の製造・販売を主な事業としており、各事業の主要な製品は、次のとおりであります。

事業区分	主要製品
繊維機械事業	織機…エアジェットルーム、ウォータージェットルーム、レピアルーム 準備機…サイジングマシン、ビーマ、ワーパ、クリール 繊維機械部品・装置等 コンジット機械…自動積層機、スリッタ
工作機械関連事業	工作機械アタッチメント…NCロータリテーブル、マシンバイス、割出台 その他の機器…自動パレットチェンジャ

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地
本社工場	石川県金沢市野町5丁目18番18号
野々市工場	石川県野々市市粟田5丁目100番地
松任工場	石川県白山市宮永市町500番

② 子会社

名称	所在地
共和電機工業株式会社	石川県金沢市増泉4丁目8番16号
津田駒機械製造(常熟)有限公司	中国 江蘇省常熟市海虞鎮北路288号17幢

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,337 名	11 名 減少

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	847 名	7 名 減少	44.5 歳	21.5 年
女性	106	1 減少	41.6	18.4
合計または平均	953	8 減少	44.2	21.2

(注) 上記の従業員数には、当社から他社への出向者等30名を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先		借入額
株式会社	北陸銀行	6,350 百万円
株式会社	北國銀行	4,300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,900,300株
(2) 発行済株式の総数 6,807,555株 (自己株式418,676株を含む。)
(3) 株主数 4,902名 (自己株式1名を含む。)
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
津 田 駒 取 引 先 持 株 会	1,044,300 株	16.34 %
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	732,800	11.46
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	350,957	5.49
株 式 会 社 北 陸 銀 行	258,021	4.03
株 式 会 社 北 國 銀 行	232,055	3.63
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	220,500	3.45
ツ ダ コ マ 従 業 員 持 株 会	189,900	2.97
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	178,500	2.79
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	177,503	2.77
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	83,100	1.30

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式418千株があります。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 株式会社ポートフォリアから大量保有報告書により当社の株式を平成30年3月30日現在合計635千株 (保有割合9.33%) 保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菱 沼 捷 二	
代表取締役社長	高 納 伸 宏	法務・コンプライアンス室担当 TSUDAKOMA Europe s.r.l. 代表取締役
常 務 取 締 役	松 任 宏 幸	管理部門統括 総務部長 輸出管理室長 津田駒機械設備（上海）有限公司 董事長 津田駒機械製造（常熟）有限公司 董事長 ふぁみーゆツダコマ株式会社 代表取締役
取 締 役	山 田 茂 生	共和電機工業株式会社 担当 共和電機工業株式会社 代表取締役
取 締 役	北 野 浩 司	製造部門統括 品質保証部門担当 品質保証部長
取 締 役	坂 井 一 仁	コンジット機械部門統括 準備機械技術部門担当 準備機械技術部長 株式会社T-Tech Japan 代表取締役
取 締 役	大 森 充	工作機械関連事業統括 工機技術部長 航空機部品推進室長 ツダコマテクノサポート株式会社 代表取締役
取 締 役	寺 田 武 志	繊維機械事業統括 繊維機械販売部長 TSUDAKOMA SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED 代表取締役
取 締 役	越 馬 進 治	
取 締 役	潮 田 資 勝	

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	橋 本 徹	共 和 電 機 工 業 株 式 会 社 監査役 株 式 会 社 T-Tech Japan 監査役 ツダコマテクノサポート株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	長 谷 博 史	ツダコマ・ゼネラル・サービス株式会社 監査役 ふぁみーゆツダコマ株式会社 監査役
監 査 役	澁 谷 進	澁谷工業株式会社 取締役副会長
監 査 役	梶 政 隆	カ ジ ナ イ ロ ン 株 式 会 社 代表取締役社長 株 式 会 社 梶 製 作 所 代表取締役社長 カ ジ レ ー ネ 株 式 会 社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 越馬進治氏及び潮田資勝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 澁谷 進氏及び梶 政隆氏は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 取締役 越馬進治氏及び潮田資勝氏並びに監査役 澁谷 進氏及び梶 政隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 越馬進治氏及び潮田資勝氏並びに社外監査役 澁谷 進氏及び梶 政隆氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	181百万円
監 査 役	4名	28百万円
合 計	14名	210百万円
(うち社外役員)	(4名)	(22百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は昭和60年2月27日開催の定時株主総会において月額300万円（但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は昭和60年2月27日開催の定時株主総会において月額500万円と決議いただいております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
監 査 役	澁 谷 進	澁 谷 工 業 株 式 会 社 取締役副会長
監 査 役	梶 政 隆	カ ジ ナ イ ロ ン 株 式 会 社 代表取締役社長 株 式 会 社 梶 製 作 所 代表取締役社長 カ ジ レ ー ネ 株 式 会 社 代表取締役社長

- (注) 1. 当社は澁谷工業株式会社に当社製品の販売を行なっております。
2. 当社は株式会社梶製作所に当社製品の部品加工等の委託及び同社製品の部品加工等の受託を行なっております。また、カジレーネ株式会社に当社製品の販売を行なっております。なお、当社はカジナイロン株式会社との取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	越 馬 進 治	当事業年度に開催の取締役会9回の全てに出席し、必要に応じ豊富な業務経験に基づき発言しました。
取 締 役	潮 田 資 勝	当事業年度に開催の取締役会9回の全てに出席し、必要に応じ大学教授としての見識に基づき発言しました。
監 査 役	澁 谷 進	当事業年度に開催の取締役会9回のうち8回に出席及び監査役会7回の全てに出席し、必要に応じ豊富な会社経営の経験に基づき発言しました。
監 査 役	梶 政 隆	当事業年度に開催の取締役会9回の全て及び監査役会7回の全てに出席し、必要に応じ豊富な会社経営の経験に基づき発言しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 30百万円 |
| ② 当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、その適切性、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する、当社取締役会決議の内容は次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 「ツダコマ倫理規範」を定め、法令遵守と透明性の高い職務執行を企業活動の基本とする。
- (イ) 「取締役会規則」において、重要な意思決定並びに業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会において決定する。
- (ウ) 当社は、経営会議、部長会議等を原則として毎月開催し、取締役及び執行役員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行なうとともに、相互監視を行なう。
- (エ) 法令違反、人権侵害の内部通報窓口として「ツダコマホットライン規定」を制定し、「ツダコマ法律ホットライン」「ツダコマ人権ホットライン」を設置する。
- (オ) 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行並びに意思決定に係る文書並びに情報は、文書管理規定のほか社内規定を整備し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できる。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (ア) リスク管理基本規定に基づき、事業の継続に関わる重大なリスク並びに個別の業務におけるリスクの管理と対応を迅速に行なう。
- (イ) 全社的なリスクの監視及び全社的対応は総務部が行なう。
- (ウ) 各事業・業務部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となり規定の整備及び徹底、必要な教育を行なう。
- (エ) 取締役、執行役員並びに各部門長は、各々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは速やかに代表取締役に報告する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- (ア) 当社は執行役員制度を採用し、代表取締役の業務執行を分担、補佐する。
 - (イ) 経営計画及び年度計画を実行するため、経営会議、部長会議等を原則として毎月開催し、職務分掌規定に基づき意思決定、業務執行を分担する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 当社は、「ツダコマ倫理規範」を定め、法令遵守の方針を明記し、当社グループの従業員が法令及び社会規範に反することのないよう意識の徹底を図る。
 - (イ) 総務部長がCSR推進責任者となり、啓蒙活動、教育を実施する。
 - (ウ) 法令違反、人権侵害の内部通報窓口として「ツダコマホットライン規定」を制定し、「ツダコマ法律ホットライン」「ツダコマ人権ホットライン」を設置する。
 - (エ) 法務・コンプライアンス室を設置し、当社の活動に関わる法令の遵守と適正な管理・運用体制の強化を図る。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の代表者は各子会社の業務の執行状況について、毎月、当社の代表取締役に報告する。
 - (イ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループに適用されるリスク管理基本規定に基づき、当社及び子会社が連携して事業の継続に関わる重大なリスク並びに個別の業務におけるリスクの管理と対応を迅速に行なう。
 - (ウ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社グループの経営計画に基づく子会社の業務の執行状況等の報告を受け、グループ全体の経営資源の配分等の検討・指示を行なう。
 - (エ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループに適用される「ツダコマ倫理規範」を定め、法令遵守の方針を明記し、子会社の取締役等及び使用人が法令及び社会規範に反することのないよう意識の徹底を図る。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を監査役室に置く。
- ⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の異動に関する事項は、監査役会と総務部長が事前に協議する。
- ⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に関して取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑩ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
(ア) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には速やかに監査役に報告しなければならない。
(イ) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、監査役のために応じて会社の業務執行状況を報告する。
- ⑪ 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、当社の監査役へ報告を行なった者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なわない。
- ⑫ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求を当社にしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ その他当社の監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、取締役会、経営会議のほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。また、代表取締役と監査役は情報交換、意見交換を行なう。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行ない、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて、社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会、経営会議等の社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

法務・コンプライアンス室は、当社の活動に関わる法令の遵守と適正な管理・運用体制の強化を図るとともに、定期的に内部監査を実施し、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っております。

連結貸借対照表

単位：百万円

科 目	当 期 令和2年11月30日現在	前 期 (ご参考) 令和元年11月30日現在	科 目	当 期 令和2年11月30日現在	前 期 (ご参考) 令和元年11月30日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	18,810	22,658	流動負債	16,283	14,723
現金及び預金	6,990	7,308	支払手形及び買掛金	1,331	2,782
受取手形及び売掛金	4,553	8,346	短期借入金	10,515	5,282
たな卸資産	6,164	5,780	未払法人税等	17	72
その他	1,112	1,235	未払金	1,985	4,627
貸倒引当金	△10	△10	受注損失引当金	402	2
固定資産	12,663	12,793	製品保証引当金	62	31
有形固定資産	9,630	9,521	その他	1,968	1,924
建物及び構築物	2,766	2,886	固定負債	5,893	6,888
機械装置及び運搬具	2,559	2,463	長期借入金	765	1,299
土地	3,826	3,826	役員退職慰労引当金	17	17
建設仮勘定	192	27	退職給付に係る負債	4,989	5,453
その他	284	316	繰延税金負債	121	119
無形固定資産	702	577	負債合計	22,176	21,612
ソフトウェア	680	87	純資産の部		
その他	21	489	株主資本	9,158	12,900
投資その他の資産	2,330	2,694	資本金	12,316	12,316
投資有価証券	1,844	2,267	資本剰余金	2,434	1,655
繰延税金資産	17	17	利益剰余金	△4,349	170
退職給付に係る資産	78	24	自己株式	△1,242	△1,242
その他	798	793	その他の包括利益累計額	28	△297
貸倒引当金	△407	△407	その他有価証券評価差額金	272	348
資産合計	31,473	35,452	繰延ヘッジ損益	0	0
			為替換算調整勘定	379	322
			退職給付に係る調整累計額	△623	△968
			非支配株主持分	109	1,236
			純資産合計	9,296	13,839
			負債純資産合計	31,473	35,452

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

単位：百万円

科 目	当 期 令和元年12月1日から令和2年11月30日まで	前 期 (ご参考) 平成30年12月1日から令和元年11月30日まで
売上高	20,851	37,698
売上原価	20,681	32,510
売上総利益	170	5,188
販売費及び一般管理費	4,654	5,416
営業損失(△)	△4,484	△228
営業外収益	127	119
受取利息及び受取配当金	46	51
持分法による投資利益	—	4
補助金の収入	37	12
その他	43	51
営業外費用	332	166
支払利息	103	75
持分法による投資損失	196	—
有価証券売却損	—	0
為替差損	20	76
その他	12	14
経常損失(△)	△4,688	△275
特別利益	260	1
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	258	—
特別損失	58	17
固定資産処分損失	10	17
減損損失	15	—
投資有価証券評価損	27	—
関係会社株式評価損	5	—
税金等調整前当期純損失(△)	△4,487	△291
法人税、住民税及び事業税	20	27
法人税等調整額	34	202
当期純損失(△)	△4,542	△521
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△22	72
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△4,520	△594

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

貸借対照表

単位：百万円

科 目	前 期 (ご参考)		科 目	前 期 (ご参考)	
	当 期 令和2年11月30日現在	令和元年11月30日現在		当 期 令和2年11月30日現在	令和元年11月30日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	14,880	19,591	流動負債	14,397	13,748
現金及び預金	5,216	5,423	支払手形	186	439
受取手形	522	1,474	買掛金	693	1,508
売掛金	4,449	7,420	短期借入金	9,734	4,734
製品	2,256	1,773	未払金	2,258	5,542
仕掛品	499	1,853	未払費用	705	975
原材料及び貯蔵品	952	314	未払法人税等	12	69
前払費用	37	17	前受金	162	290
その他	1,456	1,657	預り金	110	113
貸倒引当金	△510	△343	受注損失引当金	402	2
固定資産	13,089	12,867	製品保証引当金	62	31
有形固定資産	8,328	8,198	その他	70	40
建物	2,291	2,413	固定負債	5,087	5,637
構築物	55	58	長期借入金	765	1,299
機械及び装置	2,405	2,283	退職給付引当金	4,184	4,203
車両運搬具	13	18	役員退職慰労引当金	16	16
工具、器具及び備品	250	277	繰延税金負債	121	119
土地	3,118	3,118	負債合計	19,485	19,386
建設仮勘定	192	27	純資産の部		
無形固定資産	674	539	株主資本	8,206	12,721
ソフトウェア	654	51	資本金	12,316	12,316
その他	20	488	資本剰余金	1,655	1,655
投資その他の資産	4,085	4,128	資本準備金	500	500
投資有価証券	1,736	2,020	その他資本剰余金	1,155	1,155
関係会社株式	1,832	1,781	利益剰余金	△4,523	△9
前払年金費用	190	—	その他利益剰余金	△4,523	△9
その他	732	732	繰越利益剰余金	△4,523	△9
貸倒引当金	△405	△405	自己株式	△1,242	△1,242
資産合計	27,969	32,458	評価・換算差額等	277	351
			その他有価証券評価差額金	277	351
			繰延ヘッジ損益	0	0
			純資産合計	8,483	13,072
			負債純資産合計	27,969	32,458

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

単位：百万円

科 目	当 期 令和元年12月1日から令和2年11月30日まで	前 期 (ご参考) 平成30年12月1日から令和元年11月30日まで
売 上 高	18,509	33,335
売 上 原 価	18,742	28,946
売上総利益又は売上総損失 (△)	△233	4,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,010	4,649
営 業 損 失 (△)	△4,243	△260
営 業 外 収 益	270	137
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	163	69
為 替 差 益	39	—
そ の 他	67	68
営 業 外 費 用	255	373
支 払 利 息	75	52
為 替 差 損	—	207
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	166	97
そ の 他	12	14
経 常 損 失 (△)	△4,228	△496
特 別 利 益	260	1
固 定 資 産 売 却 益	1	1
投 資 有 価 証 券 売 却 益	258	—
特 別 損 失	498	12
固 定 資 産 処 分 損	10	12
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27	—
関 係 会 社 株 式 評 価 損	460	—
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△4,466	△507
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12	15
法 人 税 等 調 整 額	35	188
当 期 純 損 失 (△)	△4,514	△710

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年1月25日

津田駒工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

北陸事務所

指定社員 公認会計士 向山典佐 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 塚崎俊博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、津田駒工業株式会社の令和元年12月1日から令和2年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、津田駒工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和3年1月25日

津田駒工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

北陸事務所

指定社員 公認会計士 向山典佐 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 塚崎俊博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、津田駒工業株式会社の令和元年12月1日から令和2年11月30日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年1月29日

津田駒工業株式会社 監査役会

常勤監査役 橋 本 徹 ㊟

常勤監査役 長 谷 博 史 ㊟

監 査 役 澁 谷 進 ㊟

監 査 役 梶 政 隆 ㊟

(注) 監査役 澁谷 進及び梶 政隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場外観



会 場：石川県金沢市野町5丁目18番18号
 津田駒工業株式会社 本社 6階 大会議室
 電 話：(076) 242-1110

交通のご案内
 金沢駅からタクシーで…………… 約20分
 金沢駅から北鉄バスで…………… 約25分
 ※金沢駅兼六園口（東口）9番バスのりばから乗車、「野町」停留所下車徒歩5分程度です。
 金沢西ICから（北陸自動車道）…… 約20分
 ※野町三丁目の交差点を野町駅方向にお曲がりください。
 ※カーナビによっては、当社の正門以外へ誘導する場合がございますので、目的地設定を「野町駅」（石川線）としてください。

